

岐阜県感染症対策基本条例

岐阜県健康福祉部感染症対策調整課

岐阜県は「岐阜県感染症対策基本条例」を制定した（条例第44号として令和2年7月公布・施行）。

感染症全般の基本的な対応や推進体制を明確化した条例で、県の責務や専門家会議の常設、感染者の差別的取扱いの禁止などを明記している。新型コロナウイルス対策に特化した条例は他団体などでも制定例があるが、幅広い感染症を対象にその対策を基本条例としたのは全国初。

1 はじめに

岐阜県は、日本のほぼ中央に位置しており、自然に恵まれ、清らかな川が豊富に流れる「清流の国」です。この清流の恵みを受けた生活文化、関の刃物や美濃和紙などを始めとする匠の技、鮎や飛騨牛を代表とする食のほか、関ヶ原の戦いなど英雄が駆け抜けた歴史の蓄積など、多くの魅力があふれる県です。

そのため、過去から現代に至るまで多くの人々の行き来があり、インバウンドは今でも激減しているものの、令和元年には過去最多の年間166万人の方が来県し、国内外に広く観光地としても選ばれてきました。ま

た、地理的にも大都市圏との交通アクセスがよく、例えば名古屋駅から県都岐阜市までは、電車で20分ほどであり、岐阜県南部と愛知県は生活圈を共にしているとも言えます。

このように、本県は多くの方が行き来する地域であることも一因なのかもしれません。新型コロナウイルス感染症という面では、比較的早く、感染拡大の兆候が現れ、その対応を余儀なくされました。

その後のいわば第一波における経験、教訓を通じて制定するに至った「岐阜県感染症対策基本条例」について、本稿では、「条例制定に至った背景と経緯」「条例の性格・特徴」「条例を基にした取組」「今後の展望」の順

で説明します。

2 条例制定に至った背景と経緯

まず、条例制定までの過程について述べたいと思います。

令和2年1月に初めて国内感染が確認された新型コロナウイルス感染症は、次第に感染が拡大し、その影響は、医療だけではなく社会全体に及ぶことから、危機事案の総力戦と認識しました。そのため本県では、いち早く、県、市町村、医療、産業、観光業等関係機関が参画する体制で対応することが必要と判断し、「岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部」を2月21日に、続けて「岐阜県新型コ

ロナウイルス感染症対策協議会」を2月27日に設置することでオール岐阜体制を構築し、様々な対策を講じてまいりました。

2月26日に県内で初の感染者が発生してから、5月に国の緊急事態宣言が解除されるに至った第一波においては、幸いにも「感染爆発」と呼ばれるような、医療提供体制の崩壊を招くほどの感染拡大には至りませんでした。

本県では、第一波の経験や教訓を踏まえ、この時点で予想された第二波、第三波、そして新たな感染症に備えるため、感染症対策の基本的な考え方や、対策推進の枠組みを明確にし、県民全体で共有することが必要であると考え、パブリックコメントや議会での審議を経て7月9日に本条例を公布、施行しました。

3 条例の性格・特徴

今日、各都道府県では様々な目的を持った新型コロナウイルス感染症対策に係る条例が制定されていますが、本条例の最大のポイントは、「感染症全般にわたる基本条例」として定めたところにあります。

本年2月以来取り組んできた感染症対策から得られた、「オール岐阜」体制、「迅速」「徹底した」対応という取組の基本的な考え方や、「対策本部」「対策協議会」「専門家会議」という推進体制は、今後の新たな感染症に対

しても何ら変わるものではないため、基本条例という形式を選択し、また、感染症対策に当たっては、その基本的な考え方や推進体制を明確にし、県民全体で共有することが必要であることから、条例という手法を採用しました。

次に、本条例の特徴として、以下の三点があります。

一点目は、「各分野における総合的な取組の推進」です。

感染症対策においては、通常、「生命・健康」や「医療分野」に多くの注意が向けられますが、この感染症の影響が、経済・教育の分野にも幅広く及んでいることから、本条例では、基本理念(第3条)において、「感染症が医療のみならず経済、教育等に幅広く影響を与えること」を明記し、県の責務(第4条)において「県は、感染症対策の実施に当たっては、医療はもとより、産業、福祉、スポーツ、文化、教育等の各分野に十分配慮し、医療機関、事業者、県民等の理解と協力を得るよう努めるものとする」と定めることで、県民生活に関わる広範な分野に配慮する内容となっています。さらに、感染症対策として一般的にイメージする医療提供体制の整備等に加え、物資の安定供給、雇用の維持といった県民及び事業者の生活や事業を守るために必要

な支援をする旨も明記しています。

二点目は、「推進体制」です。

第一波への対応の中で特に重視し、かつ、効果的であったのが先に述べた「オール岐阜」の体制による対策の推進と、「専門家会議」における知見でした。「オール岐阜」の体制とは、文字どおり市町村を始め医療、経済、教育など広範囲にわたる関係者との連携体制を言い、県、県警本部、県教育委員会等から成る「岐阜県感染症対策本部」(第9条)と、県内市町村、関係団体を含めた「岐阜県感染症対策協議会」(第10条)を基本としています。また、「専門家会議」(第11条)とは、感染症、救急医療、防災、経済等の専門家をメンバーとし、対策の実施等に当たり、専門的な知見に基づく意見を聴くための会議体です。

これらを、県の体制として条例において明確に位置付けることで、法律によらない対策本部の柔軟な設置が可能となり、また、協議会での議論を経ることにより、広く関係団体への十分な理解・共有が可能となります。また、専門家会議を常設のものとして位置付けることで、感染症に関する様々な知見を平時から得ることが可能になります。

三点目は、「不当な差別的取扱いを禁止する規定」です。感染者や医療従事者、あるいはその御家族などの関係者が不当な差別を

受けることなどが無いよう、「何人も、感染症の患者、医療従事者等に対し、感染症の罹患、そのおそれ等を理由として、不当な差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならない。」と第14条に定めています。

この禁止規定は、罰則を定めておらず、個人の倫理観に訴える宣言的なものですが、理念や体制について定める基本条例の中で、この項目をあえて盛り込んだのは、感染症に関わる方々を守るといふ本県の強い意志の表れでもあります。

4 条例を基にした取組

7月9日に条例を制定した後、本県では7月末から8月にかけて第二波と呼ばれる感染の再拡大が始まり、早速、条例で定めた推進体制と施策が運用されました。ここでは、この第二波での対応を通じて実施した、本条例を基にした取組を三点紹介します。

① 条例を根拠とした推進体制

第一波の時点から実施されてきましたが、改めて条例に基づき位置付けた「オール岐阜」体制での情報共有や意見交換、意思決定を今日に至るまで継続しています。県、県警本部及び県教育委員会から成る「岐阜県感染症対策本部」の本部員会議は、当初から9月1日

までに20回開催しています。さらに、16の関係機関が参加する「岐阜県感染症対策協議会」は8回開催し、いずれも全ての市町村長がリモート（テレビ会議システム）で参加しています。

この体制の下で、7月下旬から発生したクラスターなどの感染状況を踏まえ、県独自の「第二波非常事態」を7月31日に宣言しました。この宣言では、徹底した分析に基づき、「愛知県・名古屋市」、「酒類を伴う飲食店」、「若者」、「学校」、「家族内感染」、「在住外国人」とピンポイントでの注意喚起、メッセージの発出をし、感染防止対策の徹底を呼び掛けました。その後、幸いにも感染が収まり、9月1日には「非常事態宣言」を解除し、同時に第三波に備えるための「総合対策」として政策パッケージも策定、公表しました。

② 専門家会議

二点目は、本条例に基づき常設化した「専門家会議」です。対策を推進していくに当たっては、感染症、救急医療、防災、経済等の専門的な知見を踏まえ、感染防止対策の方針を決定してきました。

「第二波非常事態」においても、7月下旬に宣言を発表する際は、夜間に及ぶ意見交換を専門家の方々と行い、感染状況の徹底した

分析に加え、感染防止と社会経済活動を両立させていく情報発信の仕方などについて議論をしました。

また、この宣言解除のタイミングや発信するメッセージの内容に加え、同時に発表した総合対策についても議論を重ねました。この時点で感染拡大状況は小康状態となったものの、今後、感染拡大局面へと転換する可能性もあることから、単なる解除の発信ではなく、警戒も続けていただくことをセットにしたメッセージを発出しました。

③ ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言

三点目は、第14条で規定した「差別的取扱い等の禁止」に関連した取組です。残念ながら、本県でも新型コロナウイルスに関連する差別的取扱いが散見されており、例えば、「退院した感染者がお店の方から入店拒否をされた」、「デイサービスの利用を断られた」、「感染者が出ている学校の学生が、アルバイト先から解雇された」といった情報を聞き及んでいます。このため、9月1日に県知事及び県内全42市町村長の連名で「ストップ『コロナ・ハラスメント』宣言」を発出しました。ここでも「オール岐阜」の対応を行いました。

この宣言では、新型コロナウイルス感染症に対する恐怖心や誤解、偏見により、排除や

この原稿を執筆している10月現在においては、本県は陽性患者の発生は小康を保っていますが、今後、第三波など新たな感染拡大も危惧され、警戒を怠ることはできません。このように先が読めない状況ですが、本条例を本県の感染症対策の基礎とし、不断の検証を行いながら、臨機応変に対

この新型コロナウイルス感染症に対しては、前例のない危機事案のため、試行錯誤をしながらも迅速に対策を進めてまいりました。

5 今後の展望

差別をすることを「コロナ・ハラスメント」と呼び、こうしたことが周りで起こっていないかを問うと同時に、私たちが闘う相手は人ではなくウイルスであること、そして、思いやりと感謝によってこの難局を乗り越えようと呼び掛けています(図参照)。

図 ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言

ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言

1 「コロナ・ハラスメント」?

新型コロナは人類未知のウイルスであり、誰も怖いものではないです。この病気に対する恐怖心、誤解や偏見により、知らず知らず誰かを排除したり、差別をしていますが? 身近なところで以下のようなこと(コロナ・ハラスメント)が起こっていませんか?

- ・ 退院した感染者が、お店の方から「帰れ」と言われた。
- ・ 会社に復帰する際に「陰性証明を持ってこい」と言われた。
- ・ 感染者が、退院後にデイサービスを断られた。
- ・ インターネットで感染者を名指しするような書き込みがあった。
- ・ 感染者の子どもが、学校でコロナのことでいじめられ、泣きながら帰ってきた。
- ・ 感染者が発生した地域で、嫌がらせのビラが配られた。
- ・ 飲食店が、感染者が発生したという噂により、風評被害にあった。
- ・ 医療従事者の子どもが、保育所で受け入れ拒否やいじめを受けた。
- ・ 感染が多発している県のナンバーの自動車に対し、嫌がらせのビラが貼られた。
- ・ 子どもが学校を休むと、同級生にコロナに感染したと言われた。
- ・ 感染者が出ている学校の学生が、アルバイト先から解雇された。

○ご相談・お問い合わせは、以下まで。

- ・ 岐阜県人権啓発センター(058-272-8252)
- ・ お住いの市町村相談窓口

令和2年9月1日

岐阜県知事	古田 肇	瑞穂市長	森 和之	大野町長	宇佐美 星三
岐阜市長	柴橋 正直	飛騨市長	柳川 淳也	池田町長	岡崎 初夫
大垣市長	小川 敬	本巣市長	藤原 勉	北方町長	中野 敏雄
高山市長	國島 芳明	郡上市長	日置 敬明	坂祝町長	桑山 洋也
多治見市長	古川 雅典	下呂市長	山田 登	富加町長	徳津 徳次
関市長	尾関 健治	海津市長	松永 清志	川辺町長	佐藤 光宏
中津川市長	青山 節見	岐阜町長	松原 秀孝	七宗町長	中野 敬二
美濃市長	武藤 鉄弘	笠松町長	古田 聖人	八百津町長	金子 政則
瑞浪市長	水野 光二	養老町長	大橋 孝	白川町長	横 永敏昭
羽島市長	小坂 尚輝	垂井町長	早野 博文	東白川村長	今川 俊郎
恵那市長	水野 尚輝	関ヶ原町長	西脇 康世	御嵩町長	渡邊 公夫
美濃加茂市長	伊藤 誠一	神戸町長	谷村 成基	白川村長	武原 孝
土岐市長	加藤 淳司	輪之内町長	木村 隆之		
各務原市長	浅野 健司	安八町長	坂 正		
可児市長	高木 成輝	揖斐川町長	高田 和弘		
山県市長	林 宏隆				

策を実施していく必要があります。条文に示されているように、今後も、県、市町村、医療、経済、教育など「オール岐阜」の体制で引き続き対策に取り組み、県民の皆さんと共に、このコロナ社会を生き抜いていきたいと

考えています。

